



田平中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

○ 目指す生徒像

校訓 「ゆたかさ ・ たしかさ ・ たくましさ」		
ゆたかさ	たしかさ	たくましさ
互いに認め合う生徒 (個性を認める)	共に学び合う生徒 (他者と協働し、課題を解決する)	心身を高め合う生徒 (体力の向上に励む)

～ いじめの根絶に向けて ～

学校生活に関係するすべての者が「誰一人ともいじめて良い理由やいじめられる理由などなく、いじめは絶対に許さない。」という強い心を持つ。

【不登校・いじめ対策委員会(校内)】

校長、教頭、教務主任、
生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
SC(スクールカウンセラー)、関係学級担任
SSW(スクールソーシャルワーカー)等

【不登校・いじめ対策委員会(校外)】

学校	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
PTA	会長、副会長、各学年代表
地域	健全育成会会長、校区理事、主任児童委員、 区長会長、民生児童委員(代表)

【いじめの未然防止】

□ 教職員

- ・ 事例研修会を実施するなどして、職員の指導力の向上に努める。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 基本方針の周知・評価を行う。
- ・ 課題予防的生徒指導を行う。
(開発的生徒指導)

□ 生徒

- ・ 人権意識と生命尊重の態度を育み、身に付けさせる。
- ・ 「自ら考え、正しく判断し、進んで行動する」意識を身に付けさせる。

□ 保護者・地域

- ・ 言葉や行動によって人を傷つけることの重大さを日頃から伝える。
- ・ 地域の体験を通して、集団の一員としての力を身に付けさせる。
- ・ 自他の持ち物を大切に扱うことができるように育てる。



【いじめの早期発見】

□ 教職員

- ・ 生活アンケートや日々のやり取りから、生徒の心の動きに絶えずアンテナを張り続ける。
- ・ 学校環境を整え、生徒の安心・安全な学校生活を支援する。

□ 生徒

- ・ いじめを絶対に許さないという態度を持ち続けさせる。
- ・ 困っていることや不安なことは小さなことでもすぐに大人に相談・知らせるように指導する。

□ 保護者・地域

- ・ 子どもとの会話を多くする。
- ・ 服装や持ち物に気を配る。
- ・ 家族の中で何でも相談できるような雰囲気普段から作る。



【いじめに対する措置】

□ 教職員

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合はすぐさまその行為を止める。
- ・ いじめられた生徒や知らせてくれた生徒の心身の安全を確保する。
- ・ いじめをした生徒へは毅然とした態度で指導を行う。
- ・ 全職員で共通理解をする。

□ 生徒

- ・ 「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように指導・支援を行う。
- ・ 「傍観者」の立場にいる生徒もいじめているのと同様であると認識させる。

□ 保護者・地域

- ・ 家庭での様子を学校に知らせ、学校と連携して問題解決を図る。
- ・ 学校や家庭でなかなか話すことができない状況であれば、SC やSSW、心理・福祉などの外部の専門家の活用を検討する。

再発防止に努める。